

画像診断管理加算の夜間等における負担軽減

骨子【I-2(7)】

第1 基本的な考え方

画像診断管理加算の算定に当たっては、現行、常勤の医師が保険医療機関において読影する等の要件があるが、当該保険医療機関の常勤の医師が夜間休日に ICT を活用して自宅等で読影した場合も、院内での読影に準じて扱うこととする。

第2 具体的な内容

画像診断管理加算1、加算2及び遠隔画像診断における画像診断管理加算について、現行、常勤の医師が保険医療機関において画像診断をす
るとしているところを、当該保険医療機関の常勤の医師が、夜間・休日
の緊急時に当該保険医療機関以外の場所で、画像を読影した場合も院内
の読影に準じて扱うこととする。

現 行	改定案
<p>【画像診断管理加算1、加算2及び遠隔画像診断を行った場合の画像診断管理加算】</p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局等に届出を行った保険医療機関において、画像診断を専ら担当する常勤の医師が画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合に加算する。</p> <p>[施設基準等] (新設)</p>	<p>【画像診断管理加算1、加算2及び遠隔画像診断を行った場合の画像診断管理加算】</p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局等に届出を行った保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合に加算する。</p> <p>[施設基準等] 夜間又は休日に撮影された画像</p>

について、自宅等当該保険医療機関
以外の場所で、画像の読影及び送受
信を行うにつき十分な装置・機器を
用いた上で、読影した場合も対象と
なる。

なお、患者の個人情報を含む医療
情報の送受信に当たっては安全管
理を確実に行った上で実施する必
要がある。